

滋賀県産業立地環境PR動画作成業務 仕様書

1. 業務名

滋賀県産業立地環境PR動画作成業務

2. 業務目的

滋賀県の産業立地環境が有する魅力の発信を目的としたPR用の動画を制作し、様々な機会を通じて情報を発信することで、滋賀県への立地を検討している企業の新規立地を図る。

3. 契約期間

契約締結日～令和7年(2025年)8月22日

4. 業務内容

動画制作

滋賀県は企業が立地する環境としての魅力である「交通アクセスの良さ」「知的資源の集積」「快適な生活環境」などを有していることから、そうした内容を効果的に発信、PRするための動画を制作する。

(1) 企画・撮影・制作等

ア 海外企業へのPRのための使用も想定していることから、ナレーションもしくは説明文等のテロップを入れる場合は、日本語版と英語版両方を作成するか、日本語と英語の両方を併記すること。

イ 映像や写真を撮影し、これらを使用する場合、その際に必要となる調整および撮影許認可等の各種手続きは、受託事業者において行うこと。

ウ 受託事業者が借用映像等を使用する場合、使用の手続き等は受託事業者において行うこと。

エ BGM等用の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続等を受託事業者において行うこと。

オ 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続きについては受託事業者において行うこと。

カ 撮影場所の決定など映像制作における重要事項は委託者と協議のうえ、決定すること。

(2) 仕様

ア 規格：フルカラー

イ 画面比：16対9

ウ DVD、ウェブサイトやSNSで再生可能なファイル形式とすること。

エ テロップ(説明文等)：日本語、英語の2言語

オ 動画の長さ：90 秒程度

カ 使用想定：各種会議やセミナー等での上映、YouTube 等での投稿を想定して作成すること。

(3) 成果物

制作したPR用の動画は、mp4 形式にした電子媒体（DVD-R および BD-R にデータを保存）で1枚納品すること。

(4) 納期

令和7年(2025年)8月22日(金)

(5) 納品場所

滋賀県商工観光労働部産業立地課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館2階

5. 運営管理

受託事業者は、計画の遅れが生じるなど、課題・問題等が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。

6. 留意事項

- (1) 成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、委託者に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託事業者において負うものとする。
- (2) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託事業者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (3) 委託者は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット等のあらゆる手段・方法により公表（使用、公開等）することができることとする。
- (4) 業務完了後に、受託事業者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託事業者は速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託事業者の負担とする。
- (5) この仕様書について、疑義が生じたときまたは定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託事業者は委託者と協議を行うこと。